

**流山市重度心身障害者(児)医療費の給付方法を
現物給付に変更することに関する意見交換会の報告書**

1 実施日時

平成27年1月16日 午前10時～11時

2 場所

市役所 第2庁舎305会議室

3 内容

(1) 挨拶 (染谷健康福祉部長)

(2) 流山市重度医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正
に関して、制度の概要及び給付方法の変更について説明

(小西障害者支援課長)

* 配布資料は別添のとおり

(3) 意見交換 14件 (自己負担について9件、他5件)

* 別添のとおり

(4) 参加者

9名

(5) その他

聴覚障害者対応として手話通訳及び要約筆記を用意した。

**流山市重度心身障害者(児)医療費の給付方法を現物給付に変更すること
に関する意見交換（質疑応答含む）について**

質問1 通院について、自己負担1回300円とあるが、150円かかった場合の負担について。

答 150円の場合は、300円以下の負担額として150円です。

質問2 受診券は、チケットのようになっているのか。

答 今後現況届を提出していただき、審査後、平成27年8月1日から平成28年7月31日まで有効な受給券(チケットではない)を医療機関に提示することになります。

質問3 対象は中学までであるが、今後高校や大学まで対象が広がらないか。

答 高校からは義務教育終了後の、大人扱いとして重度医療費の支給の対象となります。

質問4 介護保険の訪問介護については対象となるか。

答 医療費ではないので、対象となりません。

質問5 今まで制度を利用していなかった。今後利用すると300円負担することになるのか。

答 今までは自己負担は無料でした。改正後は自己負担がかかることとなります。市民税非課税の場合はかかりません。

今回のメリットは、償還分の窓口負担がなくなることです。

300円という額については、現物給付化するためのシステム及び国保連事務手数料費用等に相当する部分が含まれるものです。

質問6 改正されると、自己負担が発生するのか。

答 受益者負担という考えに則り一部自己負担が発生します。

県は、300円を決めるにあたり県の障害者の団体施設、専門家の団体と複数回、協議を重ねてきました。

質問7 今までは自己負担はなかった。今後は通院ごとに300円かかることとなるのですね。どのくらい負担となるのでしょうか。

答 県の試算では、利用者は月に平均3回通院しています。

質問8 3回通院すれば、900円自己負担がかかるのか。

答 一人分についてはそのようになります。自己負担をしていただく大きな理由としては、今まで申請していなかった方々にも確実に本制度を利用いただくことで支給額は30%増となると予測されています。そのような状況の中で、この制度を維持していくために自己負担の制度を取り

入れるというものです。

質問 9 気持ちの面で、何回病院に行くか。通院の度に 300 円とられる分について不安である。(意見)

質問 10 65 歳以上の障害者が後期高齢者となり得る対象範囲について確認したい。

答 資料により説明

質問 11 薬をもらっているが、自己負担はかかるか。

答 調剤については、かからない。

質問 12 訪問医療の場合はどうか。

答 医療費分に関して 300 円除いて助成します。

質問 13 受診券を忘れて受診した場合は、領収書を添付して償還払いで申請するが 300 円を受診した回数分は自己負担となるのか。

答 そうです。

質問 14 確かな情報をいただきました。感謝します。